「令和９年度 健康診査等の受診意向調査書（申込書）送付用封筒」広告募集要項

「三条市広告掲載取扱要綱」に基づき、次のとおり「令和８年度 健康診査等の受診意向調査書（申込書）送付用封筒」の広告主を募る。

１　広告の規格・掲載料

(1) 広告規格　　縦３㎝×横８㎝
※　封筒の色はうぐいす色、広告は黒色印刷

(2) 掲載場所　　令和８年度 健康診査等の受診意向調査書(申込書)送付用封筒（長形 40 号）の裏面

(3) 作成枚数　　38,000 枚

(4) 募集枠数　　２枠

(5) 掲載料（１枠）　24,000 円（消費税及び特別消費税を含む）
※　納入された掲載料は、「健康診査等の受診意向調査書（申込書）送付用封筒」の製作費に充てるものとする。

(6) 広告の範囲　　「三条市広告掲載取扱要綱第３条」に掲げるもののほか、次の業種に該当する広告は、健（検）診の広告として不適当とする。
ア　医療機関（病院、診療所等）
イ　製薬会社、薬局
ウ　霊園、葬祭業（葬祭関連業種）
エ　健康に悪影響を及ぼす商品を販売、製造している業種

(7) 掲載開始時期　令和９年１月下旬

２　申込方法

(1) 募集期間　　令和８年 11 月４日（水）から 同年 11 月 10 日（火）午後５時 15 分まで
※　持参の場合の受付時間は、午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

(2) 提出場所　　三条市福祉保健部健康づくり課健診係
〒955-8686　三条市旭町二丁目３番１号

(3) 提出物

ア　「令和８年度 健康診査等の受診意向調査書（申込書）送付用封筒」有料広告掲載申込書
※　市のホームページよりダウンロード可能

イ　広告の電子データ

※　次のいずれかのファイルにより作成すること。なお、電子データ制作に係る費用は申込者の負担とする。

■　ワード又はエクセルのファイル

■　Adobe イラストレーターの EPS ファイル

■　TIFF の画像ファイル

※　文字データ（フォント）をアウトライン化したデータでの提出

※　データの提出は、原則としてＥメールに添付して送付とする。ファイルサイズが２ＭＢを超える場合はファイルサイズを２ＭＢ以下に圧縮して送付すること。

3　審査及び決定

(1) 申込み後、「三条市広告掲載取扱要綱」の規定に従い審査を行い、掲載の可否を決定する。

(2) 応募者多数の場合、次の「掲載の優先順位表」でより上位の応募者に決定する。優先順位表による決定ができない場合は、抽選により決定とする。

(3) 封筒の広告枠の割り振りは、抽選により決定する。

(4) 広告の掲載決定後、市から「広告掲載決定通知書」と広告掲載料の「納入通知書」を広告掲載を行う者へ郵送する。広告掲載料は、納入通知書に定める金融機関へ納期限までに納めること。

＊　掲載の優先順位表

優先順位	広告を掲載する者
1	国、地方公共団体、公団、公社、公益法人その他の非営利法人
2	民間企業のうち電気、ガス、公共交通、教育、文化、報道その他の公共性を有する企業
3	前号の規定に該当しない企業等で、市内に事業所を有する民間企業又は自営業者
4	前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの

4　その他

(1) 「三条市広告掲載取扱要綱」の規定に反する表示又は表現がある場合、その内容の一部を変更するものとする。

(2) 広告の内容や広告掲載に関するすべての事項についての責任は広告掲載をするものが負うものとする。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担となる。

(3) 次の場合、広告掲載の決定を取り消すこととする。なお、広告掲載の決定を取消したときは、既に納付した広告掲載料は返還しない。

ア　虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき

イ　掲載料が指定する期日までに納入されないとき

ウ　広告主が、広告掲載の決定後、「三条市広告掲載取扱要綱」の規定に反する業種や事業者となったとき

(4) 提出された広告の電子データをそのまま「令和９年度 健康診査等の受診意向調査書（申込書）送付用封筒」に掲載する。

【問合せ】
三条市福祉保健部健康づくり課健診係
〒955-8686　三条市旭町二丁目３番１号
電話　0256-34-5443（直通）
0256-34-5511（内線 249）
FAX　0256-34-5572
メール kenko@city.sanjo.niigata.jp